

経商労第3283号

令和6年3月11日

さいたま市地域労働者福祉協議会
会長 関戸 広大 様

さいたま市長 清水 勇人



2023年度政策制度要請について (回答)

令和5年12月13日付けで要請のありました「2023年度政策制度要請」
について、別添のとおり回答いたします。

担当 さいたま市経済局商工観光部労働政策課
労政係 大城、市原
直 通 048-829-1370
FAX 048-829-1944
E-mail rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市地域労働者福祉協議会 2023 年度政策制度要請回答

1. 子ども・若者の貧困対策の強化

- (1) 子ども・若者の将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境によって左右されることがないようにしていくことは、子ども・若者自身だけでなく、社会の持続的発展にとって極めて重要です。

特に経済的に困窮している実態がうかがわれる、ひとり親家庭の経済的自立に向けた安定した雇用・労働を含めた支援をはじめ、貧困の連鎖を断ち切るための対策を一層強化するよう要請します。

【回答】 福祉局 生活福祉部 生活福祉課

経済的な困窮が継承されがちな世帯の小中学生及び高校生等を対象に、貧困の連鎖を防止することを目的とし、基礎学力や学習習慣の定着、大人と触れ合う居場所の提供等、総合的に支援を行う学習支援事業を実施しております。引き続き、本取組を継続して取り組んでまいります。

また、生活困窮者の経済的な自立を促すため、就労支援員の配置や、ジョブスポットの活用による就労支援を実施するとともに、生活習慣の改善や就労に必要な知識・能力を習得するための就労準備支援を実施しております。引き続き、本取組を継続して取り組んでまいります。

【回答】 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

本市では、ひとり親家庭等の経済的自立に向けた支援を行うため、「ひとり親家庭就業・自立支援センター」を設置し、各種就労支援や法律相談、各種給付金の支給、福祉資金の貸付など、生活の安定や自立促進に関する支援サービスを提供しております。引き続き、各支援施策について積極的な周知を行い、支援情報を着実に提供し、ひとり親家庭に寄り添い自立に向けた支援について、取り組んでまいりたいと考えております。

- (2) 子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるよう行政として環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充を要請します。

【回答】 子ども未来局 子ども育成部 子ども政策課

本市では、平成28年度から多世代交流会食を実施する事業者へ食材費及び運営費の補助を実施している他、令和5年度から新たに子ども食堂及びフードパントリーについても対象拡大しているところです。

補助事業者については、市が発行する子ども・青少年・子育て支援に関する情報紙の配布などの情報発信を依頼しているほか、課題を抱えた方が利用者にいた場合は、相談機関の情報をお伝えいただくなど、各種連携を実施しているところです。

引き続き、各団体への運営支援を実施してまいります。

2. 児童虐待防止施策の強化

相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえ、発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護、自立支援、継続的な心のケア等に至るまでの一連の対策のさらなる強化を要請します。

【回答】 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所
子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課

本市では、令和4年4月に各区支援課に子ども家庭総合支援拠点を設置し、その中で、子どものしつけや生活習慣等に関する相談を受け付ける家庭児童相談室を運営しております。また、支援が必要と思われる子どもやその家庭を早期発見するため、小・中学校等関係機関へ直接職員が訪問し、聞き取りを行っております。

また、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、毎年11月及び5月に「オレンジリボンキャンペーン」として、児童虐待防止の広報・啓発活動を行っております。

また、本市では、児童相談所を平成30年2月に子ども家庭総合センターに移転、令和2年4月には北部児童相談所及び南部児童相談所に分割し、年々増加する児童虐待相談件数に対応できるよう機能の充実を図ってまいりました。令和3年4月には南部児童相談所、令和4年4月には北部児童相談所に初期対応を担う係を新設しました。更に児童相談所がより重篤な緊急事案に注力できるようにリスクが低い段階と判断した事案について、民間による訪問委託を開始いたしました。また令和5年4月より北部、南部ともに心理相談係を2係制としました。職員の増員につきましても、児童福祉司5人、児童心理司6人を増員いたしました。引き続き児童相談所の体制及び専門性の強化に努めてまいります。

3. 放課後児童クラブの機能強化

(1) 新型コロナウイルス感染症禍により、放課後児童クラブは就労をはじめとした保育を必要とする家庭とその子どもたちにとって、なくてはならない事業であることが明らかになりました。

今後、新型コロナウイルス感染症のみならず、新興感染症にも対応していくためには、施設設備の整備、安全管理、規模の適正化、保育内容を保障する仕組み、指導員配置や雇用条件の適正化など、放課後児童クラブのさらなる充実が必要です。

福祉の主体者として、放課後児童クラブの機能強化に向け、さらなる取り組みを要請します。

【回答】 子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

新型コロナウイルス感染症等への対応のみならず、日ごろから児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整えることは大変重要であると認識しております。

施設設備の整備につきましては、各クラブの状況や国の動向を踏まえながら、必要な修繕の実施や備品等の購入、民間事業者への補助の実施等により対応しているところです。

安全管理につきましては、児童の安全の確保を図るために安全計画を策定し、必要な措置を講じることについて、今年度は努力義務、来年度からは義務化されたことから、各クラブにおいて適切に対応できるよう情報提供等の必要な支援に努めてまいります。

また、適正規模化に係る相談支援や育成支援の質の向上のための定期的な研修会を実施していくほか、昨年度行った民設放課後児童クラブに対する委託実施基準の見直しによるクラブ運営の状況やニーズ、国の制度変更を踏まえた委託料の拡充を図ること等により、本市の放課後児童クラブの充実に努めてまいります。

(2) 埼玉県福祉部少子政策課の調査（令和5年1月）によれば、障害のある子どもが在籍する支援の単位は、1,967カ所のうち915カ所で全体の46.5%となっています。また、障害のある子どもの人数は、登録児童数75,511人中1,834人で全児童数の2.4%。障害のある子どもが在籍する支援の単位915カ所の中で、障害児担当職員を配置している支援の単位は804カ所で全体の87.9%となっています。

障害のある子どもの受け入れをより推進するためには、放課後児童クラブの施設面での環境を改善するとともに、障害のある子どもに関わる研修会等の実

施による指導員のスキルアップや専門家が支援する仕組みを充実することが求められています。障害のある子どもが放課後児童クラブを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮及び環境整備を要請します。

【回答】 子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

特別な支援が必要な児童の受入を推進するために、施設の環境整備につきましては、民設放課後児童クラブにおける障害児の安全に係る環境改善に係る経費に対して補助を実施しております。

また、放課後児童支援員等の資質向上のため、児童の発達などに関する専門的知識を有するアドバイザーを派遣する巡回保育相談を実施しているほか、専門知識を持つ外部講師や関係部署の職員による研修を実施しているところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。

- (3) 低所得の家庭等にとって、放課後児童クラブはより必要とされています。しかし現実には、経済的負担のため入所できない状況が存在しています。公費負担を増やしていくことと併せて、所得に応じた利用料を設定することのできる仕組みを設けるよう要請します。

【回答】 子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

本市では、放課後児童クラブを利用する児童の保護者の負担軽減を図るため、生活保護受給世帯や所得税非課税世帯等を対象に、公設放課後児童クラブの児童料の減免や民設放課後児童クラブの利用料に係る助成を実施しているところであり、今後も引き続き取り組んでまいります。

- (4) 放課後児童支援員は、自己研鑽を必要とする専門的な職種であり、そのために長期的に安定した雇用形態とすることが求められています。また、放課後児童支援員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤での複数配置が必要です。子どもとの安定的・継続的な関わりを堅持するためにも、放課後児童支援員の雇用の安定と処遇の改善ならびに常勤による複数配置について改善を求めます。

【回答】 子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

放課後児童支援員に対する処遇改善につきましては、平成27年度に補助制

度を開始し、平成30年度からは国の「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、対象者を全ての放課後児童支援員に拡大するとともに、経験年数に応じた補助制度といたしました。また、令和2年度からは、他職種との給与格差を踏まえて、基本給改善加算による拡充を行っております。

さらに、令和4年2月からは放課後児童クラブで働く全職員を対象に、月額9,000円程度の賃金改善を行うための補助制度を開始したところです。

今後も、制度の実績及び効果を検証し、引き続き、放課後児童支援員の処遇改善に取り組み、人材の確保及び経験豊富な支援員の定着の支援に努めてまいります。

また、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善などを行うこととされたことから、国の動向を注視してまいります。

4. 社会的困難にある人々への雇用・就労創出策の充実

社会的困難にある人々に対する自立・就労支援である「生活困窮者自立支援制度」で実施されている「就労準備支援事業」「就労訓練事業（中間的就労）」等において、労働者協同組合や社会的企業を積極的に位置づけ活用し、地域における雇用・就労創出や居場所づくりの推進と連動させる政策を推進するよう要請します。

【回答】福祉局 生活福祉部 生活福祉課

「就労準備支援事業」「就労訓練事業」におきましては、労働者協同組合や社会的企業と連携し、社会的困難にある人々への雇用・就労創出につながるよう実施しております。

引き続き、本取組を継続して取り組んでまいります。

5. 認知症と共に生きる社会の構築

(1) 認知症は誰しもうる可能性を持っています。様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取り組みを進めることは重要です。

認知症の人の多くは、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があります。移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを一層推進するよう要請します。

【回答】 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課

認知症バリアフリーについては、国の認知症施策推進大綱において重要施策とされているところであり、本市が策定した「さいたま市認知症施策推進計画」の基本施策の1つとして取組を推進しております。

本市では認知症の人と共生する社会の実現に向けたまちづくりとして認知症サポーターの養成やチームオレンジの取組を進めております。認知症の人とその家族及び認知症サポーター等により構成されたチームの立ち上げを支援し、認知症の人の社会参加の場の創出に取り組めます。

また、市独自の「認知症フレンドリー企業・団体登録制度」を活用し、認知症の人が普段の生活で接する企業や団体等による認知症の人と認知症への理解と支援等を促進しております。

(2) 一人暮らしの高齢者の増加に伴い、今後一人暮らしの認知症高齢者も増加することが予想されます。一人暮らしの認知症高齢者においては、介護者や身元保証人の不在のために医療・ケアの提供が困難になること、消費者被害や孤独死の危険性など含めて多くの課題が指摘されています。

介護サービスの基盤整備及び介護人材の確保を早急に進めるとともに、一人暮らしの認知症高齢者の実態を把握し、課題を整理し対応を検討するとともに、先進的な取り組みについて事例を収集し、横展開を図るよう要請します。

【回答】 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課

介護サービスの基盤整備及び介護人材の確保につきましては、九都県市首脳会議において都市部における介護職員に対する共通の課題として捉え、介護職処遇改善、新規人材の確保や職場環境の改善、離職防止などより実効性のある対策を早急に講ずることを令和5年11月に九都県市を代表し、国に要望活動を行ったところでございます。

また、健康とくらしの調査、もの忘れ検診事業、初期集中支援チーム事業、認知症疾患医療センター事業等、様々な取組を通じて、1人暮らしを含めた認知症高齢者の実態把握に努め、行政と医療・介護関係者間の連携を通じて、事例の共有等を図ってまいりたいと考えます。

6. 難病や長期慢性疾病の患者への支援強化

- (1) 難病等の患者に対する差別や偏見をなくすため、市民（町民・村民）への難病に関する正しい知識や患者への福祉施策等について、周知活動を積極的に進めるよう要請します。

【回答】保健衛生局 保健所 疾病対策課

当課では「指定難病ガイドブック」を発行し、随時個別相談を実施しながら患者への福祉施策等の周知を行っております。今後も、難病に関する周知活動を積極的に進めてまいります。

- (2) 難病等の患者への福祉施策の充実を図るため、障害者施策推進協議会や障害者自立支援協議会、さらにはその下に設置される各部会に、患者等による当事者参加を進めるよう要請します。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害政策課

障害者基本法第36条第3項にもとづき、本市では、障害者に関する施策について審議する「さいたま市障害者政策委員会」を設置しています。当事者参画の観点から、委員会の委員の一部は、障害者団体や難病の団体から推薦いただいております。

また、障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる「誰もが共に暮らすための市民会議」を開催し、難病の方にもご参加いただいております。今後も、「誰もが共に暮らすための市民会議」への参加を広く周知するなど、当事者参画を進めるよう、努めてまいります。

【回答】福祉局 障害福祉部 障害福祉課

地域自立支援協議会及び各専門部会につきましては、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に規定する委員で構成されているところですが、今後、ご意見をいただく機会を設けることができるよう、出来る範囲で努めてまいります。

- (3) 難病患者ならびに長期慢性疾病患者の就労の拡大や就労支援を充実するため、難病等の患者の就労に関する実態把握や支援員の育成・研修を積極的に行い、難病や長期慢性疾病の患者にマッチした支援を進めるよう要請します。**

【回答】 福祉局 障害福祉部 障害者総合支援センター

障害者総合支援センター就労支援係では、障害や疾病の種類・種別を問わず、その方に応じた就労支援を実施しています。

ただこれまで、難病等の患者や障害者手帳を所持していない方への支援事例がほとんどないため、難病等の患者の就労支援にあたっては、ハローワーク浦和に設置されている難病患者就職サポーターや埼玉障害者職業センターの協力を得ながら実施してまいります。

なお、難病等の患者の就労に関する実態把握や支援員の育成等については、市独自で実施する予定はありません。

- (4) 手帳を所持している障害者に対する福祉施策に比べ、難病患者等に対する福祉施策は限られています。難病患者の経済的負担の軽減をはかるため、特定医療費の助成など国や都道府県が実施している共通する対策の他に、見舞金や通院のための交通費の補助などを実施するよう要請します。**

【回答】 保健衛生局 保健所 疾病対策課

都道府県及び政令指定都市で実施している特定医療（指定難病）費の助成については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定められており、それに基づき実施しているものとしてご理解くださるようお願いいたします。

【回答】 福祉局 障害福祉部 障害福祉課

見舞金につきましては、現金給付からサービス給付への方針を基に、平成26年12月末日をもって廃止といたしました。医療費助成及び法定の障害福祉サービスの対象となる疾病の種類は順次拡大されてきており、難病患者に対する医療費に係る経済的負担の軽減及び障害福祉サービスの給付を受けやすい環境が整ってきているものと考えております。

今後につきましては、これらサービス給付について更なる周知に努めてまいります。

7. 消費者教育の充実・強化

- (1) 消費者が消費者市民社会の一員として、自らの行動が社会・経済及び地球環境等に、より良い影響を与え得ることを認識し、「自立した消費者」として考え、行動できるよう消費者教育の充実を要請します。

【回答】 市民局 市民生活部 消費生活総合センター

一人ひとりの市民が「自ら考え自ら行動する自立した消費者」になるように、出前講座等で周知を進めつつ、自治会回覧チラシを配付したり市報や情報紙などで市民への啓発活動を実施し、消費者トラブルの未然防止を図ることができるよう、高齢者や若年者等、ライフステージに応じた消費者教育を実施してまいります。特に、子どもや若年者は社会経験も未熟なことから消費者トラブルに巻き込まれるケースが多いため、今後も教育委員会との連携、出前講座の周知・拡充、啓発資料等の活用を行い、消費者教育・啓発を図ってまいります。

- (2) 社会経験が少ない子ども・若年者に加えて、高齢者、障害者、生活困窮者、外国人等脆弱性を抱える消費者には、社会における孤独・孤立や、消費者被害にあった場合に相談が困難なケースや被害に気付かないケース等がみられます。特に若年層に関しては、成年年齢の引下げに伴い、その消費者被害の未然防止に取り組む必要性が高まっています。

誰一人取り残さない社会を実現するため、脆弱性を抱える消費者が必要な情報を入手できるようにするとともに、周囲の人々が脆弱な消費者を支援できるよう、必要な消費者教育の実施を要請します。

【回答】 市民局 市民生活部 消費生活総合センター

消費者教育の実施については、誰一人取り残さない社会を実現するためにもライフステージに応じた消費者教育を実施します。公民館等で出前講座を実施したり、自治会回覧チラシを配付するなど、市民への啓発活動を強化し、トラブルの未然防止と周知を図ってまいります。特に若年層に関しては、成年年齢の引下げに伴い、大学の新生や中高生とその保護者を対象とした出前講座や情報紙による情報の提供などを実施し消費者被害の未然防止に取り組んでまいります。

また、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障害者生活支援センター、関係各課で構成される庁内連絡会議等においても情報提供や周知を行い、周囲の人々が脆弱な消費者を支援できるよう、引き続き見守る側への消費者教育・啓発を図ってまいります。

(3) 社会のデジタル化に伴い、多様で複雑な契約、決済、サービス形態が絶えず発生しています。デジタル化の前には誰もが脆弱性を持ち得るとの認識に立ち、消費者被害の未然防止及び被害回復とデジタルの積極的活用といった双方の観点から、デジタルリテラシーに関わる消費者教育の充実を要請します。

【回答】 市民局 市民生活部 消費生活総合センター

SNS やオンラインゲーム、フリマアプリ等の消費者トラブルにもつながりがちなトピックを含め様々なテーマで外部講師を招き消費生活に関し広く啓発を図る消費生活セミナーの積極的開催等を通して、デジタルリテラシーに関わる消費者教育の機会拡充を引き続き図ってまいります。

社会のデジタル化に伴う契約、決済、サービス形態等の多様化・複雑化に対して、消費生活相談及び出前講座を担う消費生活相談員が、見識を深め相談や講座を通して消費者被害の未然防止及び被害回復につなげられるよう、国や県等が開催する研修受講機会の確保を引き続き図ってまいります。

8. 生物多様性の価値の認識と保全行動の推進について

(1) 多くの動植物が暮らす生物多様性が保たれた豊かな生態系は、私たちに安全で快適な生活を保障し、衣・食・住に必要な資源などを提供しています。

生物多様性の損失を止め社会変革を実現するためには、生物多様性の重要性等に対する県民の知識と関心を高め、行動の変化につなげることが不可欠です。生物多様性を含めた環境教育の推進と、それを支える人材の育成について充実されますよう要請します。

【回答】 環境局 環境共生部 環境総務課

本市の環境教育につきましては、市民、事業者、学校、行政等全ての主体が、生物多様性を含めた環境問題への意識が向上するよう、環境教育・環境学習の場・機会の充実を図っております。

将来の社会を担う子どもたちへの取組としては、エネルギー、ごみ、生きものなど、さまざまな分野から環境に関する問題を出題する「さいたまこどもエコ検定」を実施し、環境への関心を高め、行動を始める機会の創出に努めております。

また、市民が、いつでも、どこでも、みんなで環境教育に取り組むことができる仕組みづくりとして、市と民間事業者等が「さいたま市環境教育ネットワーク」を構築し、それぞれの団体等が持つ環境教育資源を活用することで、多くの市民が環境教育・学習に取り組む機会を提供しております。

今後も、市民が環境教育に取り組むことができる機会や場所の充実を図るとともに、環境教育に係る団体間の交流等を活性化させ、人材の育成に努めてまいります。

【回答】環境局 環境共生部 環境対策課

市民の行動の変化につなげるためには、自然の美しさを知り、実際に触れる体験が重要です。このため、環境教育拠点施設である「みぬま見聞館」において、自然庭園を利用した自然観察・環境学習会を実施しており、桜環境センターでも、里山環境を再現したビオトープでの体験型学習会を実施しています。

今後も市民が生物多様性保全の理解を一層深めることができるよう、広報等様々な媒体を利用した普及啓発活動を行い、体験型学習についても、担当職員の研鑽機会を設け、更なる内容の充実に努めてまいります。

(2) 社会全体でネイチャーポジティブ（自然再興）を実現し定着させていくためには、県民一人ひとりが生物多様性に配慮した商品やサービスを自らの意思で選択できるような社会を構築することが重要です。

人々が意識や行動を見直し、自発的に生物多様性の保全に資する選択をするようになるためには、そのきっかけとなる情報や体験、実際に行動を起こす場の提供などが求められます。このため、多様な主体との連携を促すプラットフォームの構築やイベント等の実施、行動科学に関する知見の収集や活用、官民連携の推進等を通じ、人々の行動変容につなげていくよう要請します。

【回答】環境局 環境共生部 環境対策課

新たに提言されたネイチャーポジティブの実現に向けて、市民一人ひとりの行動変容を起すことは、自然の恵みを持続的に受けるために大変重要と認識しております。

市民への生物多様性の情報提供は、市報、ホームページ等を活用した普及啓発活動や、市内の生きものデータベース構築により行っております。

また、多様な主体の連携による取組は、環境フォーラムでの市内の生きもの紹介や、市民参加型の生きもの調査を実施し、市民が市内の環境について理解を深め、知識の向上を図る場の提供を行っております。

今後は、自然への関心が高い人ばかりでなく、市民全体が生物多様性保全の理解を深めていく必要があります。このため、広報等様々な媒体を利用した普及啓発活動を継続し、多様な主体による取組により、市民の行動変容を促してまいります。

9. 食品ロスの削減

(1) 食品ロス削減を推進するため、埼玉県が取り組む食べ残しをなくす運動「食べきり SaiTaMa 大作戦」の啓発活動の強化を要請します。

【回答】 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

「食べきり SaiTaMa 大作戦」の啓発内容につきましては、これまでも本市の食品ロスに関する普及啓発の一環で行ってまいりましたが、今後は埼玉県とも連携して、より効果的な啓発活動を行ってまいります。

(2) 外出時の食べきりについてはより一層の啓発に取り組むとともに、持ち帰りの普及に向けては、飲食店（事業者）はお客様（消費者）に対し食品の安全に関する十分な説明をおこない、消費者はドギーバッグ等を活用するなど自己責任において積極的に持ち帰ることができるよう啓発活動の強化を要請します。

【回答】 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

外出時の食べきりにつきましては、これまでも普及啓発を行ってまいりましたが、今後も引き続き啓発を行ってまいります。

持ち帰りの普及については、他自治体の先行事例を踏まえ、食品の安全に留意しつつ啓発の方針を検討してまいります。

(3) フードバンク、フードパントリー、子ども食堂等の基盤整備（食品保管庫や配送用車両等）に対する支援の強化を要請します。

【回答】 子ども未来局 子ども育成部 子ども政策課
環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

本市では、平成28年度から多世代交流会食を実施する事業者へ食材費及び運営費の補助を実施している他、令和5年度から新たに子ども食堂及びフードパントリーについても対象拡大しているところです。

また、フードバンクに対しても平成30年度から協定を締結し、本市のフードドライブで回収した食品を提供しています。

引き続き、各団体への運営支援を実施してまいります。